

高千穂町新規就農支援事業実施要綱

高千穂町農林振興課
制定 平成29年6月1日

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するには、青年の新規就農者を大幅に増加させる必要がある。

新規就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから就農直後の新規就農者の支援、親元就農者の経営発展の為の取組みへの支援を行い、高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも位置づけられている本町の強みを活かした収益性の高い儲かる農林畜産業の振興を図る。

第2 事業の内容及び、交付対象者等

事業の内容及び、交付対象者は別表のとおりとする。

第3 町の助成措置

町は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費を対象者に対して補助する。

第4 関係機関との連携

本事業の実施にあたって、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター、地域農業再生協議会、農業支援団体（NPO 法人など）の関係機関と密に連携し、特に、支援の対象となった青年等の就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となるようにフォローする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表

事業内容	補助対象者	補助率
1 高千穂町就農資金事業 就農直後の新規就農者及び親元就農者に対して 交付金を交付する事業。	町内在住の就農 希望者	定額
2 高千穂町就農インターンシップ事業 高千穂町が選定する農業者において、就農希望者や 学生を対象にインターンシップの導入を支援する事 業。	町内の経営体	定額
3 高千穂町中古ハウス、機械リユース事業 初期投資の必要な施設野菜、施設花卉等にて就農し ようとする新規就農者に対し、町内外の中古ハウスの 解体、移設、補修費用に対して補助する事業。	町内の新規就農 者	定額

別記1

高千穂町就農資金事業

第1 事業の内容

負担、リスクの大きい就農初期段階の就農者に対して高千穂町就農資金（以下「就農資金」という。）を交付する。

第2 事業の交付対象者

交付対象者は、高千穂町内在住の者に限る。

第3 高千穂町就農資金の交付要件等

1 交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 営農をする農地の所有権、又は利用権を交付対象者が有している事。
- 2 農業経営を開始して、原則として5年以内の者。
- 3 主要な農業機械、施設を交付対象者が所有している又は、借りていること。
- 4 生産物の生産資材等を交付対象者の名義で出荷、取引していること。
- 5 交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
- 6 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- 7 専業・兼業は問わない。ただし、年間農業従事日数は150日以上であること。
- 8 作業日誌をつけることを義務づけ、週2回以上、SNS（Facebook、Twitter、instagram等）や個人ブログ、情報誌の発刊など、実施主体が認める媒体での情報発信を行う。
- 9 親元就農するものは、1～8の条件を満たし、かつ新規の経営発展を行う事が出来る取組みを行う。
- 10 就農後は高千穂町SAP等、協議会、部会に属し積極的に参加すること。
- 11 他の類似事業に該当しない者。（国庫、県単含む）

2 交付金額及び交付期間

- 1 交付金額は、1人あたり年間120万円とする、また、交付期間は最長2年間とする。ただし、親元就農者（経営資産、農地等を親族から移譲される前提の者）には、経営発展資金として年間60万円を交付する。

3 次に掲げる事項に該当する場合は交付金の交付を停止する。

- 1 第3の1の1から11の要件を満たさなくなった場合。
- 2 農業経営を中止した場合。

- 3 農業経営を休止した場合
- 4 第3の1の(7)を怠ったとき。
- 5 第6の2の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと判断した場合。

4 次に掲げる要件に該当する場合、交付対象者は交付金を返還しなければならない。ただし、1に該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合はこの限りではない。

- 1 第3の3の1から5に掲げる要件に該当した時点が既に交付した交付金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象機関の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の交付金を月単位で返還する。
- 2 虚偽の申請等を行った場合は交付金の全額を返還する。

5 交付金の使途

交付金の使途については、農業経営に必要な経費に限る。その他、町長が認める場合はこの限りではない。

第4 交付対象者の手続き

1 事業計画の承認申請

就農資金の交付を受けようとする者は、事業計画(別紙様式第1号)を作成し、町に事業計画の承認申請をする。青年等就農計画の認定を受けているものは認定書及び収支決算書(別紙様式第1号別添1)と履歴書(別紙様式第1号別添2)の提出をもって、事業計画に代える事ができる。

2 就農状況報告

交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後2年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を町に報告する。7月には決算報告を行う。

第5 審査会

町は交付対象者から事業計画の提出を受けた場合、審査会を開催し承認を行う。審査会は高千穂町農業次世代人材投資事業審査会要綱に基づき行う。

第6 その他

- 1 町は、本事業が適切に実施されたかどうか及び、本事業の効果を確認するため、本事業に関係する機関及び給付対象者に対し、必要な事項の報告を求めたり、言質への立ち入り調査を行うことができる。
- 2 町は、就農状況報告を受け現地確認を行う。

別記2

高千穂町就農インターンシップ事業

第1 事業の内容

高千穂町が認定する農業者等が実施する以研修に対しての支援を行う。

第2 事業の種類

1 就農インターンシップ

高千穂町が認定する下記表(※1)の営農類型農業者等(以下、農業者等という。)が実施する、インターンシップに対して支援を行う。

※1表

営農類型	主な作物
普通期水稻複合型	普通期水稻及び繁殖牛
茶複合型	釜入り茶及び繁殖牛
果樹複合型	くり、きんかん及び繁殖牛
露地野菜複合型	トマト、ナス、ピーマン、キュウリ、ほうれん草、白菜、キャベツ、及び繁殖牛
花卉複合型	菊、ラナンキュラス、スイートピー、及び繁殖牛
肉用牛繁殖専業型	繁殖牛
肉用牛肥育専業型	肉用肥育牛

第3 実践研修支援の対象者要件等

1 農業者等の要件

- 1 インターン研修の対象となる農業者等は、次の要件を全て満たす者とする。
 - 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること
 - 2 研修生に対して十分な指導を行う事ができること。
 - 3 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等本事業に関する不正を理由に事業の取り消しや事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルが無いこと。
 - 4 その他事業実施主体が定める基準を満たす者であること。
- 2 インターン研修の対象となる研修生は、次の要件を全て満たす者であること。
 - 1 主に農畜産物の生産(当該農畜産物の加工・販売を含む)に関する業務に従事すること。
 - 2 農業従事することに意欲のあるもの。

2 支援の内容

1 助成対象期間

助成対象期間は、5日から21日以内とする。

2 助成額

助成額は、研修生一人につき5千円/日、もしくは6千円/日とする。

別記3

高千穂町中古ハウス、機械リユース事業

第1 事業の内容

初期投資の必要な施設野菜、施設花卉にて就農する新規就農者に対する支援。中古ハウス・中古機械を有効利用する場合に必要となる経費の一部を支援する。

第2 事業対象者

認定就農者

第3 補助対象となる事業内容等

経営移譲希望者が持つ農業施設、放置された中古ハウスなど助成対象者が就農計画に基づき使用する施設の解体、移設、補修に対して補助する。

第4 支援の内容

助成額は解体、移設、補修に係わる費用の1/2を補助。ただし、50万円を上限とする。

第5 補助対象者の手続き

補助対象者は事業計画書(別紙様式第2号)を町長に提出し、事業計画の承認を得る。

第6 補助金の返還

町は、助成対象者が以下の要件に該当する場合補助金の返還を求めることができる。

- 1 虚偽その他不正な手段により補助を受けたとき。
- 2 補助金を目的外に使用したとき。